

揮発性有機化合物の排出基準（抜粋）

項	施設の種類	規模要件	排出基準		
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの	600 ppmC		
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	自動車製造の用に供する塗装施設	新設	400 ppmC
				既設	700 ppmC
			その他の塗装施設	700 ppmC	
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000 ppmC	
			その他のもの	600 ppmC	
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの	1,400 ppmC		
5	接着の用に供する乾燥施設（木材・木製品の製造の用に供する施設及び4の項に掲げる施設を除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの	1,400 ppmC		
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの	400 ppmC		
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの	700 ppmC		
8	工業製品の洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400 ppmC		
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク〔密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。〕	1,000kl以上のもの（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kl以上のものについて排出基準を適用する。）	新設	全て	60,000 ppmC
			既設	2,000kl以上	60,000 ppmC
				2,000kl未満	当分の間猶予

【注】 1 「既設」とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設です。（設置の工事が着手されているものを含む。）

2 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容積比百万分率です。

3 既設については、上記排出基準は平成22年3月31日までは適用しない。

4 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

5 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限る。